

プランの推進と 進行管理

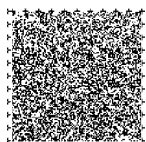


1 プラン策定の過程

このプランは、障害者基本法第11条第5項及び第36条第1項の規定に基づき、県の障害福祉施策に関する審議会である「宮城県障害者施策推進協議会」の審議を経て、県民意見提出手続（パブリックコメント）に寄せられた県民の皆様の声や、障害福祉関係団体等からの御意見を踏まえながら策定いたしました。

なお、障害者総合支援法第89条及び平成30年4月1日施行の児童福祉法第33条の22に基づき県が定める障害福祉計画についても、プランと併せ策定いたしました。

平成28年 10月26日	平成28年度第1回宮城県障害者施策推進協議会 ・みやぎ障害者プランの骨子について
平成29年 1～2月	平成28年度宮城県障害者施策推進基礎調査の実施
” 2月14日	平成28年度第2回宮城県障害者施策推進協議会 ・みやぎ障害者プランの重点施策について
” 6月5日	平成29年度第1回宮城県障害者施策推進協議会 ・みやぎ障害者プランの重点施策・各論（素案）について
” 10月10日	平成29年度第2回宮城県障害者施策推進協議会 ・みやぎ障害者プランの中間案及び宮城県障害福祉計画の策定について
” 11月14日	平成29年度第3回宮城県障害者施策推進協議会 ・宮城県障害福祉計画の中間案について
” 12月12日	宮城県議会保健福祉委員会での報告 ・みやぎ障害者プラン及び宮城県障害福祉計画の中間案について
” 12月18日	パブリックコメント（1月17日まで） ・みやぎ障害者プラン及び宮城県障害福祉計画の中間案について
平成29年 12月 ～平成30年 2月	個別訪問による主な関係団体等（26団体等）への説明 （79ページのとおり）
” 2月13日	平成29年度第2回宮城県障害者自立支援協議会 ・みやぎ障害者プラン及び宮城県障害福祉計画の最終案について
” 2月16日	平成29年度第4回宮城県障害者施策推進協議会 ・みやぎ障害者プラン及び宮城県障害福祉計画の最終案について
” 3月14日 ～15日	宮城県議会保健福祉委員会での報告
” 3月	みやぎ障害者プラン及び宮城県障害福祉計画策定・公表



【参考】宮城県障害者施策推進協議会委員（平成30年2月16日現在）

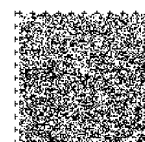
氏名	所属等	備考
浅野 元	宮城県町村会 副会長（大和町長）	
阿部 重樹	東北学院大学経済学部共生社会経済学科 教授	会長
阿部 昌展	宮城県商工会議所連合会（仙台商工会議所理事・事務局次長）	
岩佐 純	宮城障害者職業センター 所長	
奥田 妙子	宮城県知的障害者福祉協会（障害者支援施設幸泉学園施設長）	
小幡 敏昭	宮城労働局職業安定部職業対策課 課長	
加藤 亨二	宮城県商工会連合会 専務理事	
齋藤 和子	宮城県精神保健福祉協会（みやぎ心のケアセンター保健師）	
佐藤由紀子	仙台弁護士会	
佐藤 百合	宮城県特別支援学校長会（宮城県立名取支援学校長）	
志村 祐子	東北福祉大学総合福祉学部社会福祉学科 准教授	
下山 清子	宮城県手をつなぐ育成会（多賀城市手をつなぐ育成会 会長）	
関本 則子	宮城県精神障がい者家族連合会 副会長	
登米 祐也	宮城県医師会 常任理事	
野口 和人	東北大学大学院教育学研究科 教授	副会長
目黒久美子	発達支援ひろがりネット 副代表	
森 正義	宮城県身体障害者福祉協会 会長	
若生 裕俊	宮城県市長会（富谷市長）	
渡辺 秀憲	心のネットワークみやぎ	

（五十音順・敬称略）

【参考】個別訪問により御意見を伺った団体等

障害福祉関係団体（20団体）	
高次脳機能障害者家族会	心のネットワークみやぎ
CILたすけっと	仙台市障害者福祉協会
日本オストミー協会宮城県支部	発達支援ひろがりネット
宮城あすなろ会	宮城県喉頭摘出者福祉協会立声会
宮城県視覚障害者福祉協会	宮城県肢体不自由児協会
宮城県社会福祉協議会	宮城県重症心身障害児（者）を守る会
宮城県障害者スポーツ協会	宮城県身体障害者福祉協会
宮城県精神障がい者家族連合会	宮城県精神保健福祉協会
宮城県脊髄損傷者協会	宮城県知的障害者福祉協会
宮城県聴覚障害者協会	宮城県手をつなぐ育成会
宮城県自立支援協議会構成員（6事業所等）	
県南生活サポートセンターアサンテ	障害児デイケアセンターこどもの広場
障害者相談支援事業所びあら若林	東北福祉大学
地域拠点センターふきのとう	なごみの里サポートセンター

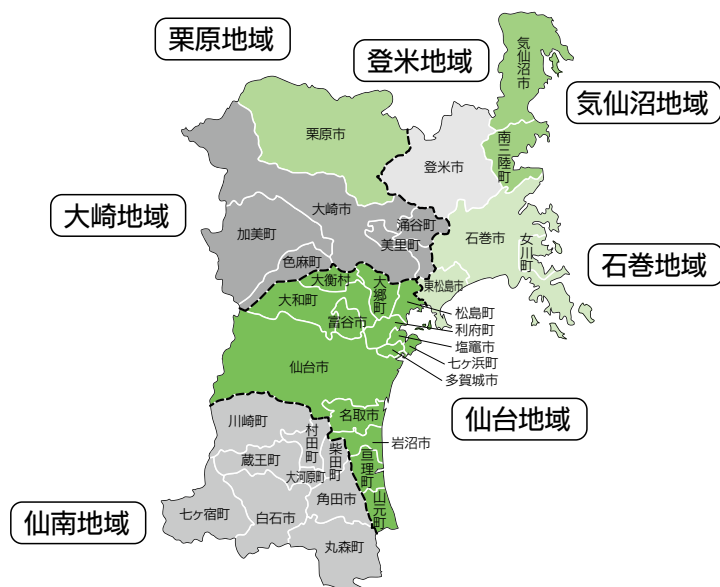
（五十音順）



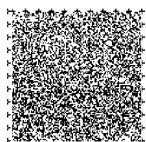
2 障害保健福祉圏域の設定

- ◆ 障害福祉施策の推進に当たり、市町村単独での対応が困難な事業やサービス等がある場合については、複数の市町村が連携を図り、圏域ごとにネットワークを構築しながら、計画的に整備を進める必要があることから、障害保健福祉圏域を設定します。
- ◆ 我が県においては、人口規模、県行政機関の管轄区域、市町村が設置する自立支援協議会等の既存のネットワーク等を勘案し、前プランから引き続き下記の7圏域に設定することといたしました。

障害保健福祉圏域	構成市町村
仙南地域	白石市，角田市，蔵王町，七ヶ宿町，大河原町，村田町，柴田町，川崎町，丸森町（2市7町）
仙台地域	仙台市，塩竈市，名取市，多賀城市，岩沼市，富谷市，亘理町，山元町，松島町，七ヶ浜町，利府町，大和町，大郷町，大衡村（6市7町1村）
大崎地域	大崎市，色麻町，加美町，涌谷町，美里町（1市4町）
栗原地域	栗原市（1市）
登米地域	登米市（1市）
石巻地域	石巻市，東松島市，女川町（2市1町）
気仙沼地域	気仙沼市，南三陸町（1市1町）



※ 国の「地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針（総合確保方針）」の改正を受け、第7期介護保険事業計画（みやぎ高齢者元気プラン）における高齢者福祉圏域を、「宮城県地域医療計画」の二次医療圏と一致させ、当該圏域を7圏域から4圏域とする予定ですが、障害福祉分野においては、こうした国の指針等がないことや、よりきめ細かなサービス提供体制の整備等の観点から、従来どおり7圏域の設定といたしました。



3 プラン推進のために

(役割分担と連携)

- ◆ 計画の推進に当たっては、宮城県障害者施策推進協議会等の意見を踏まえながら、市町村、関係機関・団体等と密接な連携のもと、計画的かつ効果的な実施を図ります。
- ◆ また、地域自立支援協議会をはじめとする関係法令に基づく協議会等を中心として、事業者や関係機関と連携しながら、それぞれの地域性に配慮して施策を推進します。

市町村の役割

- ◆ 市町村は、障害福祉サービス等の実施主体であるとともに、住民に最も身近な立場から、住民ニーズを的確に把握し、地域生活を支えるための基礎的できめ細やかなサービスの提供を行っていくことが必要です。そのため、保健・医療・福祉サービスを総合的・一体的に提供するための計画づくりや、サービス提供のための基盤整備などを進めていく役割が期待されています。

県の役割

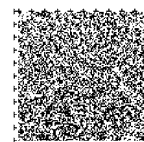
- ◆ 県は、市町村で行うことが困難な広域的あるいは専門的・技術的な事業の実施や、市町村への助言・支援などを行います。
- ◆ 特に、広域的な立場でのサービス等の適正配置の調整、専門的な相談支援事業や人材養成事業などを行い、地域格差の生じないようなサービス提供体制づくりを推進します。
- ◆ また、市町村等と連携し、関係団体の活動を促進する環境づくりや活動内容の認知度向上、地域住民の連帯感の醸成等について支援していきます。

県民の役割

- ◆ 地域福祉を進める主役は、そこに住み地域をよく知っている住民一人一人です。
- ◆ 福祉サービスの利用者であり担い手でもある住民一人一人の声やニーズが地域の支援力を高めます。
- ◆ 県民一人一人のニーズを地域の大きな声にするとともに、様々な情報交換やボランティア活動への自発的・自主的な参加ができるよう地域の中での支え合う組織づくりや仲間づくりが望まれます。

関係団体の役割

- ◆ 障害当事者団体及び支援団体を中心に、障害のある人やその家族が「社会モデル」の考え方を踏まえて自らの障害を理解し、社会的障壁を除去する方法をわかりやすく伝えるコミュニケーションスキルを習得できるよう、必要な支援を行うことが期待されています。
- ◆ 行政や関係機関等と協働しながら、利用者本位のサービス提供やピアサポート等を促進する役割も期待されています。



- ◆ 福祉や医療等の各種団体だけでなく、地域団体、生活協同組合や農業協同組合等の団体が積極的に地域の福祉活動に参加し、地域を支えることが期待されています。
- ◆ 社会福祉協議会は、地域活動を推進する中核機関であり、宮城県社会福祉協議会は市町村社会福祉協議会や社会福祉法人等に対し、積極的に支援することが期待されています。

(プランの進行管理)

- ◆ 「宮城の将来ビジョン・震災復興・地方創生実施計画」及び「宮城県障害福祉計画」において、関連施策に係る数値目標を設定するとともに、毎年度、行政評価や障害者施策推進協議会の場において、施策の進捗状況や成果等についての検証・改善等を行っていく、いわゆるP D C Aサイクルにより、プランの実効性の確保等を図っていくこととします。

数値目標の例

宮城の将来ビジョン・実施計画	
(1)	就労支援事業所等における工賃の平均月額
(2)	グループホーム利用者数
(3)	入院中の精神障害者の地域生活への移行
宮城県障害福祉計画	
(1)	福祉施設の入所者の地域生活への移行
(2)	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
	圏域ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置
	精神病床における1年以上長期入院患者数
	精神病床における早期退院率
(3)	地域生活支援拠点等の整備
(4)	福祉施設から一般就労への移行等
	一般就労移行者数
	就労移行支援事業利用者数
	事業所ごとの就労移行率
	職場定着率
(5)	障害児支援の提供体制の整備等
	児童発達支援センターの設置
	保育所等訪問支援の利用
	重症心身障害児の支援
	医療的ケア児支援

(国への要望・提案)

- ◆ 県及び市町村等による障害福祉施策の推進に当たり、現行の制度や財政面に課題等が生じ、障害のある人にとって、様々な制約や問題が生ずるケースがあります。
- ◆ このため、今後、利用者のニーズを踏まえながら、あらゆる機会を通じて国に対し、制度の創設や改正、適正な財源の措置等の要望・提案を行っていきます。

